

# 燕市建設工事検査要綱の運用

## 趣旨

この要綱の運用は、燕市建設工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）に基づく検査の実施に必要な運用事項を定めたものである。

## 検査の種類（第3条関係）

- 1 完成検査は、燕市建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）第33条（検査及び引渡し）に係るものをいう。
- 2 指定部分検査は、約款第40条（部分引渡し）に係るものをいう。
- 3 出来形検査とは、第39条（部分払）及び約款第49条（解除に伴う措置）に係るものをいう。
- 4 臨時検査とは、約款第50条（臨時検査）に係るものをいう。
- 5 部分使用検査は、約款第35条（部分使用）に係るものをいう。

## 検査の区分（第5条関係）

請負金額とは、最終契約金額を示すものである。

## 検査の依頼（第7条関係）

- 1 請負金額が130万円を超える工事の検査に必要となるものである。
- 2 工事修補指示通知書（様式第3号）又は工事修補命令通知書（様式第5号）による再検査を依頼しようとするときは、工事検査依頼書（様式第1号）の備考欄に「平成〇年〇月〇日付け工事修補指示通知書（又は工事修補命令通知書）による工事検査」と記載するものとする。
- 3 検査に必要な関係書類とは、次に掲げるものとする。
  - (1) 完成検査時
    - ア 工事完成届
    - イ 燕市建設工事成績評定実施要領に基づく工事成績採点表等
    - ウ 設計図書（設計書・仕様書・設計図面等）

- エ 工事完成写真
- オ 工事写真
- カ 工事記録等完成図書
- (2) 指定部分検査時
  - ア 工事指定部分完成届
  - イ 設計図書（設計書・仕様書・設計図面等）
  - ウ 工事写真
  - エ 工事記録等指定部分完成図書
- (3) 出来形検査時
  - ア 工事出来形部分確認請求書
  - イ 工事一部履行届
  - ウ 工事出来形調書
  - エ 工事出来高査定書
  - オ 工事写真
  - カ 工事記録等
- (4) 臨時検査時
  - ア 工事写真
  - イ 工事記録等
- (5) 部分使用検査時
  - ア 工事目的物使用承諾依頼書
  - イ 工事目的物使用承諾書

#### 検査の時期（第8条関係）

検査の期日は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号）第5条に規定されているところであるが、約款においても発注者が工事の完成の通知を受けた日から14日以内に検査を実施するよう定められている。

しかしながら、14日以内であればいつ検査を実施してもよいということではなく、行政効果の推進及び請負者の保護等の面からもできる限り早い時期に検査を実施することが望ましい。

#### 検査日の通知（第9条関係）

- 1 財政課検査員による検査にあつては、請負者への工事検査実施通知書（様式第3号）を工事主管課長に送付するものとする。
- 2 工事修補指示書（様式第6号）又は工事修補命令書（様式第8号）による再検査を実施しようとするときは、工事検査実施通知書（様式第2号、様式第3号）の備考欄に「平成〇年〇月〇日付け工事修補指示書（又は工事修補命令書）による工事検査」と記載するものとする。

#### 検査の技術基準（第13条関係）

技術基準とは、燕市土木工事検査技術基準、燕市建築工事検査技術基準、燕市農業土木工事検査技術基準をいう。

#### 修補の指示等（第16条、第17条、第20条関係）

修補の取扱いについては、口頭指示、工事修補指示書、工事修補命令書の3種とする。

- (1) 口頭指示は、効用をなしていない部分が極一部で、指示しようとする手直しが概ね5日間以内に完了し、手直しによって形状寸法の変更が伴わない程度のものである。なお、検査は指示時点で合格とする。

##### [参考事例]

- ア 後片付けの不良、清掃等
- イ 小型構造物の型枠未撤去
- ウ 側溝等の目地モルタル詰め不足、端部処理不足
- エ 舗装面の水溜り

- (2) 工事修補指示書による文書指示は、効用をなしていない部分又は施工管理基準からはずれている部分が一部分の場合で、修補が概ね10日間以内に完了するものである。なお、検査は指示時点では不合格とする。

##### [参考事例]

- ア 修補の方法に検討（設計計算等）を必要としないもの。
- イ 施工に伴うひび割れを対象とし、工事目的物の耐久性等に支障を及ぼすもの。
- ウ 通り、端部処理が不的確で美観、周辺との調和が悪いもの。

- (3) 工事修補命令書による文書指示は、修補が大々的となる場合、大々的でなくても不誠実行為のあった場合又は前号に該当しない場合のものである。なお、検査

は指示時点では不合格とする。

〔参考事例〕

- ア 基準高を間違い、前後の工事とすりつかないもの。
- イ 重要構造物に構造的なクラックが発生しているもの。
- ウ 構造的な欠陥がある場合及び、粗漏工事の場合。

検査結果の報告等（第22条）

検査員は、文書指示による修補工事を検査し、契約内容に適合したものであると認められた場合は、工事検査調書（様式第13号）の記事欄に「〇年〇月〇日検査の結果、修補工事の完了を認める」と記載するものとする。

【参考】

## 検査の種類

